

京都市個人情報保護審査会答申第25号の概要

答申年月日	平成18年12月18日
請求内容	戸籍法及び住民基本台帳法上の個人情報提供文書
請求者	本人
所管課	左京区役所区民部市民窓口課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍謄抄本等交付請求書は、個人情報の存在の可能性がある期間について調査したが、本件請求に係る個人情報の存在は認められなかった。 2 住民票の写し等交付請求書は、開示請求の対象期間のうち、一部は文書の保存期間を経過したことにより既に廃棄されており、本件請求に係る個人情報の存在は認められなかった。
異議申立人の主張	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報保護の重要性は、いくら強調しても強調しすぎることではない。 2 私の請求に係る手続きに不審な点多々存在し、疑念を抱かざるをえない。 3 実施機関がいたずらに開示手続を遅延させたことは、個人情報の保護、適正な取扱の確保及び開示等による個人の権利利益の保護並びに市政の公正かつ適正な運営等を目的とし、迅速な手続を要請する条例の趣意に悖るものといわざるをえず、違法または不当な瑕疵を帯びたものとの評価を免れない。
審査会の判断	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍謄抄本等交付請求書は、個人情報が存在する可能性がある期間について、実施機関が所有する同請求書原本を全て手作業により調査したが、存在は確認できなかった。なお、同請求書は、コンピューターによる調査が可能なシステムとなっていないという説明であった。 2 住民票の写し等交付請求書は、開示請求時点から過去1年間分については、コンピューターによる調査が可能なシステムとなっているという説明であった。 3 したがって、保存期間が満了していない期間において本件請求に係る個人情報が存在する可能性があったため、実施機関が所有する同請求書原本のうち、一部のものについては、手作業により調査するとともに、一部のものについては、コンピューターによる調査を行ったが、本件請求に係る個人情報の存在は確認できなかった。 4 以上の点から、当審査会は、実施機関が行った個人情報不存在開示決定について、不当であるとは認められないと判断する。 5 なお、本件について、結論を左右するものではないが、今後は条例の趣旨に則り、決定期限の延長理由の説明について、実施機関の一層の運用の改善を希望する。